令和８年度第１回　神奈川県社会福祉審議会

資料１

「神奈川県地域福祉支援計画」の改定について

令和８年11月５日
福祉子どもみらい局

はじめに

地域福祉支援計画について

社会福祉法第108条第１項に基づき、都道府県の努力義務として、高齢、障がい、子ども、その他の福祉等の**福祉の共通して取り組むべき事項**や、**市町村単位での対応が難しい、例えば災害時の福祉支援等の広域的な視点から取り組むべき事項**等を**一体的に定める計画**です。

＜参考条文＞

第１０８条（都道府県地域福祉支援計画）

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五　市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事

1　改定の概要

(1)　改定の趣旨

地域共生社会の実現に向けた取組を推進し、「神奈川県地域福祉支援計画」と密接に関わる福祉に関する個別計画の総合化を図る。

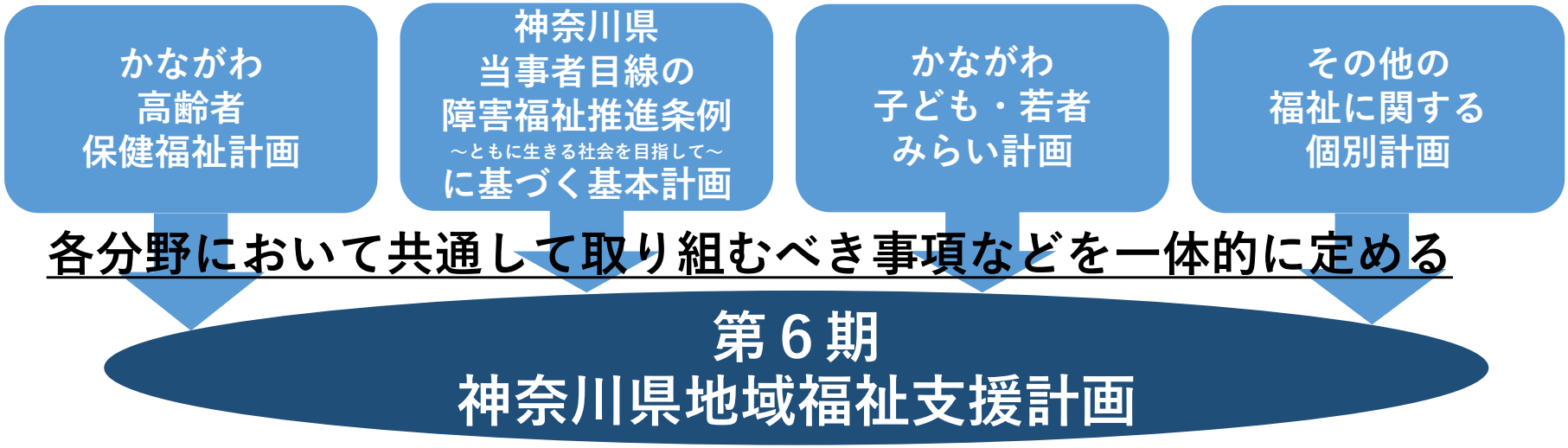

(2)　計画の位置づけ

社会福祉法に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、**広域的な観点から**市町村の地域福祉が推進されるよう、**支援するための計画**とする。

1　改定の概要

(3)　計画期間

令和９年度から令和14年度までの６年間とし、４年目（令和12年度）に中間見直し

R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～
第６期 計画開始			中間 見直し		改定 作業	第７期 計画開始

(4)　対象区域

政令市・中核市を含む県内全市町村

2　改定のポイント

改定のポイント	
①計画の継続性の維持と新たな課題への対策の充実	・　３つの大柱（ひとづくり、地域（まち）づくり）、しくみづくり）を踏襲
	・　関連法令等の改正による国の動向、市町村の実態等を踏まえ、各施策へ反映
	・　市町村による包括的な支援の整備の推進に対する県の支援を充実させる
②他の福祉計画の総合化	・　各分野（高齢、障がい、子ども等）において共通して取り組むべき事項を一体的に定めた計画
	・　制度の狭間で他計画からこぼれてしまう課題やその対応も盛り込む

2　改定のポイント

改定のポイント	
③社会福祉法の改正を反映した見直し	・　頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実
	・　成年後見制度等の適切な利用の支援
	・　福祉人材の安定的な確保及び定着支援
	・　平時からの災害福祉支援の体制整備

以上の改定のポイント等を踏まえ、計画の改定骨子案を９月の県議会定例会において報告した上で、改定素案を作成中。

3　改定素案の骨格

※　素案は、別添資料１－１のとおり
（第４章以降は、調整中のため未掲載）

1　計画の概要
(1)　計画改定の趣旨等
　ア　計画改定の趣旨
　イ　計画の性格
　ウ　計画の基本目標
　エ　計画の期間
(2)　「地域福祉」に関する県の考え方
(3)　圏域の設定

2　本県における地域福祉を取り巻く状況の変化
(1)　人口・世帯構造の変化
(2)　高齢者の状況
(3)　子どもを取り巻く状況
(4)　障がい者の状況
(5)　高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の状況
(6)　生活困窮者等の状況
(7)　地域における支え合いの状況
(8)　外国人数の状況
(9)　バリアフリーの街づくり
(10) 災害対策
(11) 地域福祉に関わる制度の主な動向

3　今後取り組むべき重点事項と本計画の施策体系
(1)　地域福祉をめぐる課題
(2)　今後取り組むべき重点事項
(3)　本計画の施策体系

4　施策の展開
(1)　ひとづくり
　ア　「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成
　イ　高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成
　ウ　福祉介護人材の安定的な確保・定着対策の推進
(2)　地域（まち）づくり
　ア　地域における支え合いの推進
　イ　当事者目線に立ったその人らしく暮らすことができる地域づくり
　ウ　バリアフリーの街づくりの推進
　エ　平時からの災害福祉支援の体制整備
(3)　しくみづくり
　ア　一人ひとりの状況に応じた包括的な支援体制の整備
　イ　高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実
　ウ　生活困窮者等の自立支援

5　計画の推進体制

4　改定素案における施策体系

大柱	中柱	主な支援策（小柱）
ひとづくり	「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	・福祉の心の育み　等
	高齢者、障がい者や児童等の当事者目線に立った地域福祉の担い手の育成	・支え合いを促進する人材の養成 ・包括的な支援体制整備を推進する人材の育成　等
	福祉介護人材の**安定的な**確保・定着支援対策の推進	・スキルアップ、離職防止の促進　等
地域（まち）づくり	地域における支え合いの推進	・地域住民等の活動による支え合いのまちづくり　等
	当事者目線に立ったその人らしく暮らすことができる地域づくり	・当事者が主体となる活動や本人の意思を尊重するための取組の推進　等
	バリアフリーの街づくりの推進	・情報アクセシビリティの向上　等
	平時からの災害福祉支援の体制整備	・**平時からの災害福祉支援の体制整備** ・**高齢者や障がい者等要配慮者避難生活への広域的支援**　等
しくみづくり	一人ひとりの状況に応じた**包括的な支援体制の整備**	・**頼れる身寄りがいない高齢者等への対応**　等
	高齢者、障がい者や児童等の当事者目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実	・誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保　等
	生活困窮者等の自立支援	・子どもの貧困対策　等

5　今後のスケジュール

		県議会	会議等	計画の状況
令和8年	11月		社会福祉審議会 第３回評価・推進等委員会	**素案**
	12月	**常任委員会報告** （素案）		パブコメ（12月中旬～１月中旬）
令和9年	１月			県議会やパブコメの意見を反映
	２月		第４回評価・推進等委員会	**案**
	３月	**常任委員会報告** （案）	社会福祉審議会	**策定**
	４月			**第６期計画開始**

6　本日お伺いしたいこと

・　本計画における大柱の「ひとづくり」「地域（まち）づくり」「しくみづくり」に関して、特に効果が上がっている好事例の提供

・　制度の狭間で支援が届きにくい課題や対象者への対応強化について、好事例の提供

・　地域共生社会の実現に向け、市町村や関係機関と連携を深めるために特に注力すべき取組についての御意見